

山梨県公報

号外第十八号の二

平成二十年

三月三十一日

月 曜 日

目次

条 例

山梨県県税条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

山梨県県税条例の一部を改正する条例(条例第二十九号)(税務課)

- 自動車取得税の免税点の特例措置等について適用期限を平成二十年五月三十一日まで延長することとした。
- この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十九号

山梨県県税条例の一部を改正する条例

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条の第五項から第七項まで及び第九項中「平成二十年三月三十一日」を

「平成二十年五月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番